

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示 ○ 三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示 .....	予 算 経 理 課	1 頁
人事異動 ○ 三重県社会教育委員の委嘱について .....	社会教育・文化財保護課	9 頁
正 誤 ○ 平成26年3月31日付け教育公報号外.....	教 職 員 課	9 頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第22号

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成26年5月27日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱（平成15年教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

第 号  
年 月 日

(生徒氏名)  
(保護者氏名) 様

三重県立 高等学校長 印

督 促 状

このことについて、あなたに対し、下記期日までに未納となっている高等学校授業料（以下「授業料」という。）の納付を求めます。

記

1 未納授業料 年 月分  
2 未納金額 円  
3 指定する納付期限 年 月 日

なお、あなたは、上記以外にも次の授業料が未納となっています。

また、本状を受け取る前に、納付済の場合には、行き違いでご容赦ください。

未納月	未納金額
年 月分	
年 月分	
年 月分	
合計	

事務担当 三重県立 高等学校

事務担当

電話

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（その1）

債 権 管 理 簿		学校名		整理番号			
債権の名称		債権の種類		非強制徴収公債権			
授業料未納者	生徒氏名			電話			
	住居所（〒　　）			就労場所（就労している場合）			
	保護者氏名			電話			
	住居所（〒　　）			就労場所（就労している場合）			
修学の状況	入学年月日			入学			
	休学期間（その1）			・・～・・			
	休学期間（その2）			・・～・・			
	卒業、退学、転学年月日			卒業・退学・転学			

【授業料について、民事訴訟法に定める支払督促の申立てを行った場合は、以下に状況を記載】

支払督促 申立て年月日	支払督促 申立て額	債務名義取得 年月日	強制執行 年月日	強制執行による回収額	完納 年月日

【授業料について、納付が無く、時効の完成による不納欠損を行った場合には、以下に状況を記載】

時効起算 年月日	時効完成 年月日	欠損額		処理年月日	備考

備考 1 本様式は、必要に応じ、適宜修正して使用することができる。

## 第2号様式（その2）

## 【授業料】

※記載例は次のとおりとする。

年月	金額	納付期限	督促状 発送日	第1回 収納日	収納額	第2回 収納日	収納額	第3回 収納日	収納額	第4回 収納日	収納額
H25. 4	9,900円	5月12日	5月28日	6月10日	3,000円	6月25日	3,000円	7月11日	3,900円		

第2号様式（その3）

整理番号		生徒氏名		保護者氏名	
事			項		
年	月	日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）		
年	月	日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）		
年	月	日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）		
年	月	日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）		
年	月	日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）		
年	月	日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）		

備考 事項が発生する都度、別葉にて決裁を受けること。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式

第 号  
年 月 日

(生徒氏名)  
(保護者氏名) 様

三重県立 高等学校長 印

催 告 書

このことについて、これまで、未納となっている高等学校授業料（以下「授業料」という。）の納付を求めてきましたが、指定した期日を経過したにもかかわらず、納付を確認していません。

については、未納となっている下記の授業料の一括納付を求めます。

記

1 未納金額（ 年 月 日現在）  
金 円

2 内訳

未納月	未納額
年 月分	
年 月分	
年 月分	
合計	

事務担当 三重県立 高等学校  
事務担当  
電話

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

第 号  
年 月 日

(生徒氏名)  
(保護者氏名) 様

三重県立 高等学校長 印

呼出状

高等学校授業料（以下「授業料」という。）について、これまで納付を求めてきましたが、 年 月  
日現在、未納となっています。

については、滞納の事情等を聴取したいので、下記により来校下さい。

記

- |        |            |   |   |   |     |
|--------|------------|---|---|---|-----|
| 1 面談日時 | 年          | 月 | 日 | 時 | 分から |
| 2 面談場所 |            |   |   |   |     |
| 3 面談事項 | 授業料の納付について |   |   |   |     |

事務担当 三重県立 高等学校 授業料担当

電話

第5号様式を次のように改める。

第5号様式

## 誓約書兼納付計画書

年　月　日

三重県立　　高等学校長　　宛て

生徒

住所

氏名

生年月日

印

年　月　日生

保護者

住所

氏名

生年月日

印

年　月　日生

私達は、下記の債務を認め、納付計画にもとづいて、三重県が指定する方法により支払うことを誓約します。  
なお、今後、下記の納付計画の期日から2回以上、納付が遅延した場合には、その時点の残金全額を直ちに支払います。

万一、残金全額の支払いができない場合には、法的措置を受けても異議ありません。

記

1　債務額（高等学校授業料）　　金　　円

2　納付計画

納付期限	納付金	計
年　　月から 年　　月末限り	円×　回払い	円
年　　月から 年　　月末限り	円×　回払い	円
合　　計		円

※生徒本人が未成年の場合は、保護者欄への自署・押印が必要です。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の規定は、平成26年5月1日から適用する。

人 事 異 動

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び三重県社会教育委員設置に関する条例（昭和24年三重県条例第37号）第3条の規定により、次のとおり三重県社会教育委員を委嘱します。

平成26年5月23日

三重県教育委員会

委嘱（辞令年月日 平成26年6月1日）

伊藤早苗  
大津孝佳  
岡島久美子  
田口鉄久  
東福寺一郎  
長島洋  
水谷孝子

正 誤

平成26年3月31日付け教育公報号外に登載しました、三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令中

ページ 13 行 5  
誤  
次号

正  
この号

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社